

令和7年度
地場産業生産性向上・新規事業創出
支援事業費補助金(第3次) 募集要領

申請受付期間

令和7年9月1日(月) ～ 令和7年9月30日(火)(必着)

※予算の上限に達した場合、受付を締め切る場合があります。

※受付を締め切る場合は県HPにてお知らせしますので申請前に必ずご確認ください。

県HP

<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/345821.html>

申請書類の提出方法

① 受付窓口

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課 モノづくり・地場産業振興係

住 所：〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

(滋賀県庁東館2F)

TEL：077-528-3793 E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

※①に示す受付窓口への持参、簡易書留郵便による郵送またはメールにより、提出してください。

問い合わせ先

○補助金全般

滋賀県商工観光労働部 イノベーション推進課 モノづくり・地場産業振興係

TEL：077-528-3793

○事業内容

滋賀県工業技術総合センター

(栗東) TEL：077-558-1500 (信楽) TEL：0748-83-8700

滋賀県東北部工業技術センター

(長浜) TEL：0749-62-1492 (彦根) TEL：0749-22-2325

【9時から17時まで】(土・日曜日および祝日は除く)

※申請にあたっては、申請書の作成等について工業技術センターに相談されることを強くお勧めします。

1. 事業の目的

原油価格および物価の高騰の影響を受けた地場産業組合、地場産業事業者および伝統的工芸品の製造事業者に対し、新商品の開発、生産性向上、環境負荷低減、モノづくり体験事業等の魅力発信に係る新規事業を目的として実施する設備、道具、ソフトウェアおよび施設の整備に必要な費用について助成を行うことにより、県内の地域経済を支える地場産業の発展を支援します。

2. 補助対象者

表1に規定する県内の地場産業組合、地場産業事業者および伝統的工芸品の製造事業者で、県税の滞納がない方が対象となります。

※ 伝統的工芸品の製造事業者の申請は県の指定を受けた個人、企業、団体からのみとなります。

表1

- | |
|---|
| (1) 地場産業組合とは、近江の地場産業および近江の地場産品の振興に関する条例（平成28年滋賀県条例第12号。以下「条例」という。）に規定する「近江の地場産業」に係る事業を行う中小企業が組織する事業協同組合、事業協業組合および商工組合をいう。 |
| (2) 地場産業事業者とは、地場産業組合に属する事業者をいう。 |
| (3) 伝統的工芸品の製造事業者とは、条例第2条第3項第2号で定義する伝統的な技術、技能等を用いて県内で製造される工芸品であって、同号アまたはイのいずれかに該当するものを製造する事業者をいう。 |

3. 補助対象事業

原油価格・物価の高騰の影響を受けた県内の地場産業組合、地場産業事業者および伝統的工芸品の製造事業者の新商品の開発、生産性向上、環境負荷低減、モノづくり体験事業等の魅力発信に係る新規事業を目的として実施する設備、道具、ソフトウェアおよび施設の整備（表2参照）に必要な費用を補助します。

表2 補助対象事業と事業の目的（下線部は今年度からの新たな補助対象事業）

補助対象事業	目的
設備、道具、 <u>ソフトウェアおよび施設の整備</u>	新商品開発・品質向上
	人材不足の解消・生産能力の向上
	環境負荷の軽減※1
	<u>新事業(モノづくり体験事業等の魅力発信に係るものに限る)の実施※2</u>
※1 例えば、生産設備を稼働させるために必要な電気、燃料、ガスなどを供給する体制の	

整備をいう。

※2 目的が「新事業の実施」である場合においては、施設の整備のみの申請は認められない。

※ 国や地方公共団体、独立行政法人から、これまでに補助金または助成金の交付を受けている、または受けることが決まっている事業と同内容での申請をすることはできません。

※ 複数の事業を申請することはできません。

※ 申請にあたり、特に事業計画の記載について、県工業技術センターの職員へ相談されることを強くお勧めします。

・滋賀県工業技術総合センター

(栗東) TEL : 077-558-1500 (信楽) TEL : 0748-83-8700

・滋賀県東北部工業技術センター

(長浜) TEL : 0749-62-1492 (彦根) TEL : 0749-22-2325

4. 補助対象経費

補助金の交付の対象となる経費、補助率および補助限度額については、以下の表3、4を参照ください。

表3 補助対象経費、補助率および補助金額

補助対象経費	購入費	設備、道具、ソフトウェアの購入にかかる経費
	運搬費	補助事業に直接必要となる運搬にかかる経費
	設置費	補助事業に直接必要となる設置にかかる経費
	工事費	補助事業に直接必要となる工事にかかる経費
	施設整備費	施設整備にかかる経費
	その他の経費	その他知事が特に必要と認める経費(既存設備、道具、ソフトウェアの撤去および処分にかかる経費は除く)
補助率	補助対象経費の1/2以内	
補助金額	下限 10 万円、上限 500 万円 (補助対象事業の目的が「新事業の実施」である場合) ・施設の整備のための申請額は300万円を上限とする	

(注) 1 補助対象となる経費は、消費税および地方消費税を除いた額とします。

2 補助金交付額は、千円未満を切り捨てることとします。

3 補助金申請下限額は 10 万円とします。

申請する補助対象経費の合計に補助率を乗じた額が 10 万円以上である必要があります。

例-①

申請する補助対象経費の合計 200,000 円（税抜）× 補助率 1／2 ＝ 100,000 円
→ 申請○

例-②

申請する補助対象経費の合計 190,000 円（税抜）× 補助率 1／2 ＝ 95,000 円
→ 申請×

5. 手続き等

(1) 受付窓口

滋賀県商工観光労働部イノベーション推進課 モノづくり・地場産業振興係
住 所：〒520-8577 大津市京町四丁目 1 番 1 号
TEL：077-528-3793 FAX：077-528-4876 E-mail：fd00@pref.shiga.lg.jp

(2) 受付期間

令和 7 年 9 月 1 日（月）から令和 7 年 9 月 30 日（火）

※土・日曜日および祝日は除く、受付時間は 9 時から 17 時まで

※予算の上限に達した場合、受付を締め切ることがあります。

※受付を締め切の場合は県 HP にてお知らせしますので申請前に必ずご確認ください。

県 HP→<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/kougyou/345821.html>

(3) 交付申請書等提出

以下の書類を提出していただきます。（書類は原則として A 4 版：片面）

① 交付申請書（様式第 1 号）

② 事業計画書（別紙 1）

※ 該当する事業目的（新商品開発・品質向上、人材不足の解消・生産能力の向上、環境負荷の軽減、新事業の実施）に応じた様式を使用してください。

※ 資料の作成にあたり、県工業技術センター職員へ相談されることを強くお勧めします。

※ 原油価格の高騰の影響については、設備稼働に必要な光熱費を 2022 年 3 月～2023 年 2 月の期間中の連続した 3 か月と 2024 年 3 月～2025 年 2 月の同月の料金と使用量等の平均値を元に、1 月当たりの最小単位当たりの料金（単価）を用いて算出してください。

（例 電気料金の場合：1kwh 当たりの料金、ガスの場合：ボンベ 1 本当たり など）

※ 物価高騰の影響については、2022 年 3 月～2023 年 2 月と 2024 年 3 月～2025 年 2 月の間に仕入れた原材料費（単価）を用いて算出してください。なお、原油価格の高騰の影響と異なり、比較する期間は任意です。（単月比較でも複数月比較でも結構です。）

③ 光熱費の高騰および原材料費の高騰を証する書類（費用の請求書等）

④ 補助事業収支予算書（別紙 2）

※ すべての経費に対し、見積書等の根拠資料を添付してください。

※ 経費の内訳は、あいまいな表記を避け、詳しく記載してください。

※ 【支出の部】の備考欄には該当する事業目的（新商品開発・品質向上、人材不足の解消・生産能力の向上、環境負荷の軽減、新事業の実施のうちのいずれか）を記載ください。

- ⑤ 役員名簿（法人または団体の場合）（別紙3）
- ⑥ 口座振込依頼書（別紙4）
- ⑦ 誓約書（別紙5）
- ⑧ 県税に関する誓約書兼調査に関する同意書（別紙6）
- ⑨ その他参考となる資料

※ 書類は①～⑨の順に整理して提出してください。

※ 補助事業内容に関して参考となる資料があれば添付してください。

※ 最近組合に加入された方で、組合員名簿に名前が記載されていない方は、加入の証拠となる資料を添付してください。

※ 書類は紙媒体またはメールで提出してください。

※ 提出いただいた書類は、この事業に係る審査以外には使用しません。また、返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

※ 提出書類に不備があった場合は受付できません。

(4) 提出方法（提案書の提出に必要な費用は提出者負担とします。）

(1) に示す受付窓口への持参、簡易書留郵便による郵送およびメールにより、提出してください。

郵送による場合は、締切日の17時までに滋賀県庁文書収発室に到着したものに限り受け付けます。メールの場合は、表題に「【地場産業生産性向上支援事業費補助金応募：事業者名〇〇〇】」と記載し、(fd00@pref.shiga.lg.jp) に提出してください。

なお、郵送、メールどちらの場合も送付時に必ずその旨を(1)まで連絡願います。

6. 審査について

(1) 審査会による審査

補助事業の選定にあたっては、補助対象者の要件および次の項目に基づいて審査し、予算の範囲内で決定しますので、審査項目に留意し申請書を作成してください。

（審査基準）

- 原油価格および物価の高騰の影響を受けているか
- 事業の目的が何であるか
- 現状と課題が明らかになっているか
- 事業の目的が明確であるか
- 事業内容に実現性があるか
- 事業の実施により新商品開発や品質の向上、人材不足の解消・生産能力の向上、環境負荷の軽減につながる整備が行われるか、あるいは地場産業等の魅力発信のための新事業実施に必要な整備が行われるか

- 事業効果が経営改善や事業継続に資するものであるか
- 小規模事業者であるか

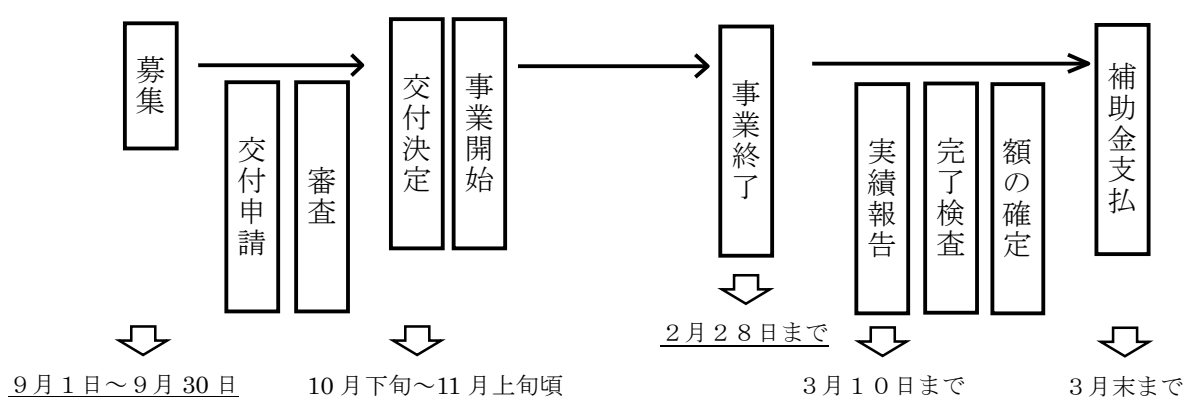
7. 交付決定

審査の結果、申請内容が適正であると認めたときは交付決定を行い、イノベーション推進課から申請者あて通知をします。なお、補助金交付額は、審査結果や予算の都合により申請額から減額することがあります。 審査結果について不明な点がある場合はお問い合わせください。

交付決定の通知は交付申請受付後 70 日以内に行います。

8. 補助事業期間

補助事業期間は、交付決定日から令和 8 年 2 月 28 日までとなります。その間に開始し、事業者が自ら支払いまで終了した分のみが対象です。また、交付決定日前に支払った経費は原則として対象外となります。



9. 補助事業者の義務(交付決定後)

補助事業を実施する際には、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 補助事業の遂行状況について、県が報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (2) 補助事業の内容を変更、廃止、中止する場合は、事前に承認が必要です。(交付要綱第 9 条および第 10 条関係)
- (3) 補助事業の完了後 30 日以内、または令和 8 年 3 月 10 日のいずれか早い日までに設備の画像または写真が貼付された実績報告書を提出しなければなりません。
- (4) 補助事業の経費については、帳簿およびすべての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、補助事業年度の終了後 10 年間保存しておかなければなりません。
- (5) 補助事業の取組状況や成果について、県のホームページや広報誌等で公表する場合があります。

- (6) 補助事業終了後に補助事業に関する調査への協力をお願いすることや、県等が実地検査に入ることがあります。
- (7) 滋賀県補助金等交付規則（昭和 48 年滋賀県規則第 9 号）および地場産業生産性向上支援事業費補助金交付要綱に定める規定に違反する行為がなされた場合、交付決定の取消、補助金等の返還、加算金の納付や補助事業者名および不正の内容の公表等、法令等で規定された罰則を受けることがあります。

10. その他留意事項

- (1) 補助金の支払いは、原則、補助事業終了後の精算払いとなります。
- (2) 補助事業対象者の、企業・団体名、代表者名等を公表することがあります。
- (3) 滋賀県暴力団排除条例（平成 23 年滋賀県条例第 13 号）の趣旨にのっとり、交付申請時に、暴力団または暴力団員等（役員等も含む）に該当しない旨の誓約書を提出いただきます。（交付決定後に判明した場合は、交付決定の取消を行います。）
- (4) 補助事業の完了した日の属する会計年度終了後 10 年間、本補助金に関するアンケート調査を実施する場合がありますので御了承ください。

参考 1：滋賀県の地場産業

地場産業産地	地場産業組合	地場産業産地	地場産業組合
長浜縮緬	浜縮緬工業協同組合	信楽陶器	信楽陶器工業協同組合 信楽陶器卸商業協同組合
彦根バルブ	滋賀バルブ協同組合	高島綿織物	高島織物工業協同組合 高島晒協業組合 滋賀県撚糸工業組合
彦根仏壇	彦根仏壇事業協同組合	高島扇骨	滋賀県扇子工業協同組合
彦根ファンデーション	ひこね繊維協同組合		
湖東麻織物	湖東繊維工業協同組合 滋賀県麻織物工業協同組合		
甲賀・日野製菓	滋賀県製菓工業協同組合		

参考 2：滋賀県の伝統的工芸品

工芸品名	製造業者名	工芸品名	製造業者名
近江上布	滋賀県麻織物工業(協)	ろくろ工芸品	片山木工所
網織紬	奥田武雄	木製桶樽	村田茂朋
	奥田重之	高島扇骨	滋賀県扇子工業(協)
秦荘紬	川口織物(有)	上丹生木彫	上丹生木彫組合
綴錦	織匠[宗八](株)清原織物	八幡丸竹工芸品	(有)竹松商店
正藍染	植西恒夫	木珠(高級木製数珠玉)	(株)カワサキ
手織真田紐	西村操	彦根仏壇	彦根仏壇事業(協)
草木染手組組紐	(有)藤三郎紐	浜仏壇	浜仏壇工芸会
近江刺繍	近江美術刺繍工芸社	鍔金具	辻清
彦根繻	(有)青木刺繍	近江雁皮紙	(有)成子紙工房
楽器系	西山生糸組合	雲平筆	筆師第 15 世 藤野雲平
	木之本町邦楽器原糸製造保存会	和ろうそく	(有)大興 北村雅明
	丸三ハシモト(株)		正木専治郎 二代目 杉本才次
鼻緒	滋賀県花緒サンダル組合	太鼓	高橋松山
特殊生糸	西村英雄	大津絵	(株)金壽堂
押絵細工	東川雅彦	長村梵鐘	細居源悟
近江真綿	近江真綿振興会	小幡人形	伝承工芸愛知川びん細工手まり保存会
輪奈ビロード	(株)タケツネ	愛知川びん細工手まり	いぶし鬼瓦
信楽焼	信楽陶器工業(協)	美濃邊鬼瓦工房	神輿
膳所焼	(有)膳所焼窯元 陽炎園	江州よしすだれ	(株)さかい よし藤 田井中憲一
近江下田焼	近江下田焼陶房		
(再興)湖東焼	中川一志郎		
提灯	かさぜん中川澄美		